

報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役員及び従業員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役員及び従業員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

ア.「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社又は銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。

なお、主要な連結子法人等に該当する法人はございません。

イ.「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

ウ.「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループ業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役職員の報酬等の決定について

取締役の役員報酬は、指名報酬委員会が審議し、客観性を確保するため、第三者機関である外部評価委員会より妥当性について評価・助言を受け、報酬限度額の範囲において、取締役会で決定しております。また、監査役の役員報酬は、外部評価委員会の評価・助言を受け、報酬限度額の範囲内において、監査役会で決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数（令和5年4月～令和6年3月）
取締役会	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

①「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、取締役の報酬に関する方針を定めております。

ア. 役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額は、以下のとおりであります。

- ・ 取締役 報酬月額 250万円以内（昭和63年6月29日株主総会決議、当該株主総会終結時点の取締役の員数：15名）
- ・ 監査役 報酬月額 80万円以内（平成6年6月29日株主総会決議、当該株主総会終結時点の監査役の員数：3名）
- ・ 取締役（社外取締役を除く）株式報酬型ストック・オプション年額 600万円以内（令和3年6月24日株主総会決議、当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役除く）の員数：4名）

イ.「取締役の報酬に関する方針」について

(ア) 当該方針は、令和3年2月19日取締役会にて決定いたしました。

(イ) 内容の概要について

- 取締役の個人別報酬等（非金銭報酬を除く）の額の決定に関する方針
 - ・ 取締役の固定報酬は、役割や責任に応じて決定する。固定報酬は月次で支給する。
- 非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）内容
 - ・ 社外取締役を除く取締役に割り当てる。
 - ・ 新株予約権個数は役職位別の配分とする。
- 固定報酬と株式報酬型ストック・オプションの割合について
 - ・ 固定報酬は一定であるが、株式報酬型ストック・オプションである非金銭報酬は、割当日において算定された公正価額を基準として決定する。固定報酬は約8割、株式報酬型ストック・オプションは約2割を目安とする。
- 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 - ・ 個人別報酬（ストック・オプションを含む）に関する事項は、社外取締役及び代表権のある取締役で構成された指名報酬委員会が審議し、外部の弁護士等からなる外部評価委員会の評価を得て、取締役会で決定する。

なお、監査役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全員の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

役員区分	員数(人)	報酬等の総額(百万円)	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	その他
取締役(除く社外役員)	4	105	85	—	—	20	—
監査役(除く社外役員)	2	36	36	—	—	—	—
計	6	142	121	—	—	20	—

(注) 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社 東和銀行 第1回新株予約権	平成22年8月4日から令和17年8月3日まで
株式会社 東和銀行 第2回新株予約権	平成23年8月13日から令和18年8月12日まで
株式会社 東和銀行 第3回新株予約権	平成24年8月4日から令和19年8月3日まで
株式会社 東和銀行 第4回新株予約権	平成25年8月3日から令和20年8月2日まで
株式会社 東和銀行 第5回新株予約権	平成26年8月7日から令和21年8月6日まで
株式会社 東和銀行 第6回新株予約権	平成27年8月7日から令和22年8月6日まで
株式会社 東和銀行 第7回新株予約権	平成28年8月13日から令和23年8月12日まで
株式会社 東和銀行 第8回新株予約権	平成29年8月11日から令和24年8月10日まで
株式会社 東和銀行 第9回新株予約権	平成30年8月11日から令和25年8月10日まで
株式会社 東和銀行 第10回新株予約権	令和元年8月10日から令和26年8月9日まで
株式会社 東和銀行 第11回新株予約権	令和2年8月14日から令和27年8月13日まで
株式会社 東和銀行 第12回新株予約権	令和3年8月11日から令和28年8月10日まで
株式会社 東和銀行 第13回新株予約権	令和4年8月10日から令和29年8月9日まで
株式会社 東和銀行 第14回新株予約権	令和5年8月11日から令和30年8月10日まで

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。